

基準緩和認定申請に係る書類について（緑色回転灯（誘導車））

基準緩和の申請に必要な書類は下記の①～⑨であり、全て2部ずつ必要です。申請書等には申請者の押印は不要ですが、記載内容に誤りがないかご確認をお願いします。

なお、基準緩和は地方運輸局長による認定であるため（受付は管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所で行います）、審査の期間は約1ヶ月かかります。

【取付個数及び位置に係る注意事項】

1. 取付個数：2個以下
2. 取付位置：車体（キャブ等）の上部の見やすい位置。ただし、自動車の最前端及び最外側とならないこと。また、2個取り付ける場合にあっては、車体の左右に取り付けること。

記

- ①基準緩和申請書
- ②自動車検査証の写し
- ③車両外観図（回転灯を取り付けた状態及び連結状態の図）
- ④回転灯の諸元が分かる資料（寸法、性能（光度）、外観図等）
- ⑤誘導されるトレーラー一覧表と幅が3mを超えるもの又は、連結全長が16.5mを超えるもののトレーラーの車検証の写し（連結全長が16.5mを超える場合は、連結状態図）
- ⑥誘導されるトレーラーの使用者と締結した誘導契約書
- ⑦荷主と締結した誘導契約書及び荷主の扱う商品等の資料
- ⑧元請けの誘導車事業者との誘導業務委託契約書
- ⑨誘導することが条件に付されている特殊車両通行許可証の写し

注：上記⑥～⑨については、申請内容によっては一部省略可能となります。

基準緩和認定申請書（新規）

中国運輸局長 殿

2023年 2月20日

道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	中国運輸局 株式会社 代表取締役 運輸局太郎
申請者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30

申請する自動車の情報

車名及び型式	コッコウショウ ABC123
種別及び用途	普通 乗用
車体の形状	箱型
車台番号	ABC123-00001
使用の本拠の位置	広島県広島市西区観音新町4丁目13-13-2
構造又は使用の態様の 特殊性	車幅が3mを超えるトレーラを誘導する際に、緑色回転灯を点灯し、すれ違い車両に対して注意喚起する。
認定を必要とする理由	車幅が3mを超えるトレーラを誘導する際に、すれ違い車両に対して注意喚起するため。

認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容
第42条	その他の灯火等の制限 備え付け可
第42条	その他の灯火等の制限 備え付け可
以下余白	

(日本産業規格A列4番)

備考

- 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号括弧書きで記載する。
- 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第2号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載する。
- 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号については開始番号を記載する。

第1号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙（新規）

自家用又は事業用の別	<input checked="" type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> その他	
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（大型車誘導事業）	
車両管理責任者	（役職）安全運転管理者 （氏名）運輸局次郎	
通行許可事前確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	有の場合	道路管理者名及び連絡先
主な運行経路	始点： AA県AA市AA町1丁目	終点： BB県BB市BB町1丁目
	<input type="checkbox"/> 別紙図有 <input checked="" type="checkbox"/> 特殊車両通行許可の経路に同じ	

宣誓事項

チェック欄	申請に当たり宣誓する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成9年9月19日付け自技第193号）の第4第3項に該当する処分を受けていません。

誓約事項

チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input checked="" type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input checked="" type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input checked="" type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	（一括緩和の場合） 使用者に対し、上欄までの誓約事項を周知します。
<input type="checkbox"/>	（その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。）

（日本産業規格A列4番）

備考

1. 通行許可事前確認は第3第2号、第3号、第6号（第3第2号、第3号の自動車をけん引することができるものに限る）、第20号の自動車でも車両総重量及び軸重等の緩和が必要な場合に記載する。
2. 主な運行経路については、第11、第12、第15、第16、第17、第18、第19の自動車及び地方運輸局長が審査において必要と認めた自動車の場合に記載し、図を添付する。
3. 第15、第18、第19、第20の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。
4. 一括緩和の場合、宣誓事項及び誓約事項以外の記載は不要。